

吾人は此空前の一大難局に直面し徒らに袖手傍觀するに忍びず、奮然として曠起し正義の旗幟を陣頭に翻し、吾人と憂を共にし主義主張を同うする天下の志士を結合し、協心戮力以て此難局を打開し、明治天皇の御偉業を奉承恢弘して、聖恩の萬一に酬ひ奉ると同時に日本民族の進路を開拓し、國民民福の増進及國家の興隆發展を圖り、且東洋の平和を永遠に確保し以て光輝ある君國の使命を全うせんことを期す。若し夫れ征戰の前路を遮る者に對しては其の政黨たるは何者たるを問はず、鎧袖一觸の慨を以て望めば足れりとす。冀くは憂國の士奮つて吾人の此雄心壯圖に参加せられんことを。(昭和八年三月十日)

本會設立に關する主要事項

昭和七年十月十四日東京會館に於ける懇談會席上、田中委員長の説明

- 一、明倫會々員の選定に就て
 - イ、既成政黨員にあらざる者但し政黨を脱會して入會せんとする者は此限りにあらず。
 - ロ、相當の地位あり或は職業あり、或は名望あるものにして會員たるの資格を具備すると認むる者。
 - ハ、現在の會員は、在郷軍人多數を占む、是れ軍人以外の者は、既成政黨關係者比較的多數を占むる現狀に於

て已むを得ざる自然の結果と認むるも本會としては可成各方面の有力者を多數抱擁し度き希望を有するを以て、會員諸君は、此希望主旨を體し、入會者の勧誘に努力せられ度し。

- 二、在郷軍人會と明倫會との關係

在郷軍人會は修養團體として設立せられたるものなるを以て、吾人は同會が此設立の主旨に基き行動し、軍人會本來の使命を完うせん事を衷心より切望す。若し同會の幹部が此主旨を没却して、政治的に行動せむとするが如き事あらむか、軍人會の結束は忽ち破れて、同會の成立を危うするに至るべきを恐る。吾人は大に戒慎を要することと思ふ。故に明倫會は、其目的達成の爲め、在郷軍人會を利用せむとするが如き行爲は絶対に之を避けざるべからず。

雖然、參政權は在郷軍人に附與せられたる正當の權利たるを以て、假令在郷軍人會に籍を有する者と雖も、個人として政治運動をなすは毫も支障なきのみならず、何人と雖も、職權を以て、此權利に干渉すべき限りのものにあらざるなり。故に在郷軍人が個人として明倫會に入會し、政治的行動をなすは自由の權利にして、毫も違法にあらざるなり。若し吾人の此正當の權利を妨害せむとする者あるときは、吾人は斷乎として之を糾弾せむとす。

斯の如く明倫會と在郷軍人會とは毫も兩立し難き性質のものにあらず。兩者各其本分を嚴守する以上兩者の衝突を來すが如き事は、絶対に有り得べからざるものと信ず。

- 三、陸海軍部と明倫會との關係

陸海軍が政争の渦中に投ずるは、國軍成立の根本方針に反し、其成立を